



# 郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●  
 郵政産業労働者ユニオン  
 東京地方本部  
 発行責任者 鵜島 一広  
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3  
 京橋通郵便局 5F  
 TEL・FAX 03-3535-5447  
 piwutokyo@yahoo.co.jp



第4回大会で選出された新役員のみなさん

委員長 鵜島 一広      副委員長 郡 公一郎  
 副委員長 石川 喜久  
 書記長 福田 秋彦

銀座支部の谷崎代議員を議長に選出し活発な討論が行われました。また、冒頭、鵜島委員長はいさつで、安倍政権の憲法違反の戦争法案を批判し、暴走政治ストップを求め、「全組合員の秋にも予定されている郵政株式上場が「金融と通信のユニバーサルサービスを破壊する」として中止を求め、「全組合員のひたすら人件費の削減に走っています。様々な支部から過酷な職場実態が出されました。国際局からは前年度、前々年度の物量の比較が報告され、物によっては、200%を超える大量増加があり、区分機処理も追いつかず、募集しても人が集まらない為常に繁忙状態との発言がありました。集配では毎日超勤し昼休憩も食事だけ取って働き、時間前着手、タダ働きが横行しているにもかかわらず利用者サービスが低下している状況。内務からは正社員の分担を減らして非正規への置き換えが進んで

いるが、人が集まらず要員が不足している中での深夜労働の過酷さが増している実態が発言されました。大幅増員は急務です。要員が不足している具体的事実を突きつけ、支部と地本が連携し取り組んでいきます。

**半端でないかもめーる交換**

営業ノルマも深刻な問題です。どよめきが始まったのは、晴海局に完封で5箱分2万枚のかもめーるが交換で持ち込まれたとの発言に続いた、50箱分20万枚が持ち込まれた銀座支部からの発言の時です。

これだけの大量の交換が持ち込まれたのは銀座局でも初めてのことですが、この事実が何を意味するのかを、会社にきちんと調査説明させることが必要です。

新人事制度における評価の問題、新局開設時には新支部建設を見据えた要員協議の在り方等今後も支部と協議し考えていきます。

困難を抱え大変な状況においても、職場の中で奮闘し解決に向けて頑張り組合員を増やしている仲間の発言に大いに励まされ、組合員を拡大し組織を大きくすることの確信となりました。

(働き蜂)

## 困難の中でも 頑張る姿に感動

第4回大会

7月25日、第4回地本定期大会が開催されました。職場に働く仲間の声を聞き、悩みに寄り添い共感し要求していくなかで、仲間を増やして行こうとの方針を確認して、2015年度のスタートを切りました

「プの行動に積極的に参加する」ことを呼びかけました。また、秋にも予定されている郵政株式上場が「金融と通信のユニバーサルサービスを破壊する」として中止を求め、「全組合員の

団結で要求を前進させよう」と呼びかけました。

東京地本は一貫して増員を要求してきました。会社は秋に予定されている株式上場に向けた効率化計画の名のもとに、

東京新聞は、2012年に大手100社を対象に実施した長時間労働の実態調査について、その後の改善状況を知るため、昨年11月に再調査を行いました。その結果、厚生労働省の通達で過労死ラインとされる月80時間以上の残業を労働者に認めている企業が前回と同じく7割に上りました▼「過労死ライン」の月80時間以上の残業を認めている企業は前回調査の73社から72社、月100時間以上も38社から37社と、ほぼ横ばいで改善は見られません。最長は、関西電力の月193時間でした▼今回の労働法制改正の議論の中で、このように労働時間が高止まりする現状を危ぶむ労働者側代表者が「法律による残業時間の一律規制」を主張しましたが、経営側の反対で結論は見送られました▼現在、残業時間は労使の協定(36協定)で決まります。しかし、上限規定がないため労使が合意すれば何時間でも残業が出来る仕組みとなっています。過労死をなくすためには最低でも上限を厚生労働省の月80と法律で規制すべきです。



東京新聞は、2012年に大手100社を対象に実施した長時間労働の実態調査について、その後の改善状況を知るため、昨年11月に再調査を行いました。その結果、厚生労働省の通達で過労死ラインとされる月80時間以上の残業を労働者に認めている企業が前回と同じく7割に上りました▼「過労死ライン」の月80時間以上の残業を認めている企業は前回調査の73社から72社、月100時間以上も38社から37社と、ほぼ横ばいで改善は見られません。最長は、関西電力の月193時間でした▼今回の労働法制改正の議論の中で、このように労働時間が高止まりする現状を危ぶむ労働者側代表者が「法律による残業時間の一律規制」を主張しましたが、経営側の反対で結論は見送られました▼現在、残業時間は労使の協定(36協定)で決まります。しかし、上限規定がないため労使が合意すれば何時間でも残業が出来る仕組みとなっています。過労死をなくすためには最低でも上限を厚生労働省の月80と法律で規制すべきです。

# 人事評価 頑張ったのにコレ？ 「審査立期間 8月5日～30日」

新人事・給与制度が本格実  
施され6月末日までに各自に  
人事評価がフィードバックさ  
れました。この人事評価は「頑  
張った者が報われるための評  
価」として「昇給・賞与」に  
なりました。

これまでの以上の格差を付け、  
労働者同士を競争と分断の状  
況に追い込む制度となってい  
ます。

多くの職場で今回の人事評  
価をめぐる「酷い評価だ！」  
「納得できない！」の声があ  
がっています。

人事評価結果に基づく賃金  
が7月24日支給されまし  
ポイント、評価ブロック内



## 隅田川・浦安の花火は観えたかな？

7月25日(土)、東京地本恒例の東京湾納涼  
船で暑気払いを40名を超す参加者で開催  
しました。また、当日は関東地本の方も参加し  
ていただき、この場を借りて参加していただいた  
皆様にお礼を申し上げます。

当日は、暑さ厳しい日でしたが、隅田川の花  
火大会、浦安の花火大会、東京地本の定期大会  
と奇跡の3大会でした。飲み放題の乗船コース  
で、花火に酔いしれ、会話に酔いしれ、最後  
にお酒で酔い潰れました。

今回のように活気に溢れたレクリエーション  
を今後も企画・実行していきたいと思ってい  
ますのでよろしくお願いいたします。



# 戦後・被爆70年の夏 ゆるしません！ 戦争法案衆院強行採決

今年も暑い夏がやってきま  
した。しかし、いつもと違う  
夏です。1945年8月6日、  
広島に、9日、長崎に原爆が  
投下されて70年の節目の年  
です。そして、戦後70年目  
の夏となりました。

今、国会では、「安全保障法  
制」＝戦争法案を衆院で強行  
採決し、参院で審議されてい  
ますが、安倍政権は国会会期  
を戦後最長の95日間延長し  
て、何としても成立させよう  
としています。

この法案は、戦闘地域に自  
衛隊を送り、任務遂行のため  
の武器使用を認めています。  
明らかに、憲法9条が禁じて  
いる「武力の行使」であり憲  
法違反です。国会質疑では、  
憲法学者がそろって「憲法違  
反」と表明し、元内閣法制局  
長官も厳しく批判しました。

衆院で強行採決された後、  
内閣の支持率は急速に低下し



東京地本も街頭宣伝

戦後70年、戦争しない国  
として日本は世界で信頼され  
歩んできました。武力の行使  
を禁じ、戦争をしないとの憲  
法9条があったからではない  
でしょうか。安全保障法案で  
戦場に行かされるのは若者で  
す。子供や孫たちの未来がか  
かった問題です。力を合わせ、  
国会の数の力に負けない圧倒  
的反対世論で9条を守って戦  
争しない国を守りつづけま  
しょう。

当面の行動日程	
8月1日・2日	第61回日本母親大会
8月6日	原水禁世界大会(広島)
8月8日	郵政平和交流会(広島)
8月8日	郵政平和交流会(長崎)
8月9日	原水禁世界大会(長崎)